インターンシップ実施に関する要領

教育会議

2005. 5.19 制定

2010. 4.15 改正

(趣旨)

第1 本要領は、公共政策大学院の学生がインターンシップを行う際において、派遣先となる実施機関が、本大学院に対して学生の推薦を求める等の場合の本大学院の対応について定めるものである。

(募集の掲示)

第2 インターンシップの実施機関が実習生を募集する際に、本大学院の推薦等を求めて おり、その実習内容が適切であり教育効果が得られると考えられる場合は、本大学院は学 生に対して当該機関における実習生の募集について掲示するとともに、推薦等を行うもの とする。

(学生の推薦)

第3 インターンシップの実施機関に対して本大学院の学生の推薦を行う場合には、応募を希望する学生の学業成績等を勘案して、意欲、人物等において優れており、服務規律等を遵守することができると判断される者を実施機関に対して推薦する。

(実施機関との間の取決め)

第4 インターンシップの実施機関が、インターンシップの実施に際して、本大学院との間に覚書等の締結を求めている場合には、その内容を検討し、必要な対応を行うものとする。

(派遣学生への注意喚起)

第5 インターンシップの実施に際しては、実施機関に派遣される本大学院の学生に対して、守秘義務の遵守等の求められている行動について、あらかじめ注意を促すものとする。

(インターンシップにかかる費用負担)

第6 インターンシップにかかる費用について、実施機関が負担する以外の部分については、派遣される学生個人の負担によるものとする。

(インターンシップ中の事故等にともなう災害補償)

第7 派遣先となる実施機関がインターンシップの事故等にともなう災害補償にそなえて、傷害保険等に対する加入を求めている場合には、派遣する学生の負担において、これらの傷害保険に加入するものとする。本大学院は、学生が傷害保険等に加入の手続きを取ったか否かを当該学生に対して確認する。また、必要がある場合には、これらの手続きを当該学生にかわって行うことができる。

(違反行為を行った者に対する懲戒等)

第8 インターンシップの実施機関において、派遣した本大学院の学生が当該機関に対して大きな損害を与える等の重大な行為をし、かつそれが本大学の懲戒規程で定められた事由に合致すると判断される場合には、本大学院は懲戒等の必要な対応を取る。

(インターンシップ終了時における結果報告)

第9 本大学院がインターンシップ実施機関に対して学生の推薦を行った場合には、インターンシップの終了後所定の期間内に、学生に対してインターンシップにおける学習成果に関する報告書の提出を求める。また、当該実施機関に対してもインターンシップの実施状況に関する報告を求める。

(その他)

第10 本要領に定めるもののほか、派遣先となる実施機関と本大学院との間において対応が必要となる事項に関しては、別に定める。また、インターンシップ実施について実施機関との間に疑義が生じた際には、関係者の協議によってこれを決定する。